

## 協賛・後援・共催に関する申し合わせ

平成 28 年 3 月 17 日

1. 日本結核病学会または、日本結核病学会支部会に対して、協賛・後援・共催の依頼があった場合、以下の条件により承認する。

対象となる講演会、講習会、会議、等が、結核・抗酸菌症に関する学術研究あるいは教育啓発を目的として開催され、営利目的ではないこと。

なお、学会共同企画、支部学会等、これまで継続して他の呼吸器関連学会あるいは感染症関連学会と合同で開催している企画、学会については、改めて申請の必要はなく、同じ形態で開催できる。

2. 申請に際しては、以下の資料を提出すること（書式は任意）。

- ①学会、講演会、等の名称とその内容
- ②主催者、主催責任者氏名と連絡先
- ③対象となる聴衆者、想定人数
- ④本学会の協賛・後援・共催を必要とする理由

3. 承認

①地域開催の依頼については、当該支部の支部長の承認を得て、「支部協賛」・「支部後援」・「支部共催」とする。その結果を学会本部事務局に報告する。

②全国あるいは国際規模開催の依頼については、理事長の承認を得て、「学会協賛」・「学会後援」とする。本学会が共催する講演会等については常務理事会の承認を得て「学会共催」とする。その結果を理事会に報告する。

※認定医・指導医およびエキスパートの認定制度に関するプログラム認定は、認定制度審議会が行うが、協賛・後援・共催に関しては本申し合わせに従う。

4. 公示

本学会誌への掲載依頼については編集委員長、ホームページへの掲載依頼についてはホームページ委員長の承認を得なければならない。

附記：

- ・本申し合わせは常務理事会の内規である。
- ・本申し合わせにおいて協賛・後援とは、本学会の名称を使用することを承認するが、対象となる講演会等に対して資金提供は行わないことである。